



鹽乾魚配給統制上の諸問題

五大都市海產物卸商組合聯合會

始



特255
676

鹽乾魚配給統制上の諸問題 目 次

- 一 業者は須く統制に協力せよ (三)
- 二 統制を阻害するものは何か (七)
- 三 根據なき場外業者排撃運動 (一〇)
- 四 場外業者排撃論を衝く (一三)
- 五 怖るべき中央卸賣市場の搾取性 (三一)
- 六 統制理念に反する中央市場の弱點 (三一)
- 七 大審院の嚴然たる判例に見よ (四〇)
- 八 決戦議會の政治的輿論に聽け (四五)
- 九 公正にして強力なる統制を望む (五六)

鹽乾魚配給統制上の諸問題

一、業者は須く統制に協力せよ

戦時體制下において、食糧問題が如何に重大性を持つて居るかは、敢て茲に申上げるまでもないのです。私共が現に取扱つて居ります鹽干魚介類も栄養價の豊富な點に於て國民生活に不可避の食糧資源とされて居るのであります。また、鹽干魚介類は鮮魚と違つて、長期の貯藏に堪へ得る點から、防空時における貯藏食糧としても、重大な役割をもつものであります。それ故に戰時國防食糧對策の觀點からも、鹽干魚介類に對する配給統制は最も急を要する問題ではないかと考へるのであります。遺憾ながら未だその實施を見るまでに至つてゐないのであります。御承知の如く、鮮魚介類に對しましては、既に昭和十六年四月一日附を以つて、國家總動員法に基く生活必需物資統制令に依つて鮮魚介配給統制規則が公布され、即日實施を見たのでありますが、鮮魚介類に比較いたしまして遙かに國防性を有するところの、鹽干魚介類に對する配給統制がいまもつて實現されないと云ふことは、國防上看過することの出來ない重大な問題であると考へるのであります。

世界は今、新しい秩序建設の過程にあるのですが、この新しき世界歴史を建設するための主役をなしてゐるのが、即ち我が日本であります。過去五ヶ年間に亘る支那事變や去る十二月八日を期して火蓋を切つた對米英戦にしても、其の窮屈の目的は新しき世界歴史の建設にあるのであります。斯くの如き遠大な國家目的を達成するためには、國家はその總力を擧げて奮闘しなければならないのであります。帝國の現段階は正にこの重大な關頭に立つて居るのであります。簡単に申上げますと戰争に勝つためには、國民の總べては己れを犠牲にして、一億一心、滅私奉公の誠を盡すべきは云ふまでもありません。斯る見地から、私共は鹽干魚介類に對する配給統制機構の整備につきましては、全力を擧げて協力すると同時に、その具體化の一目も速かならんことを希望して居るのであります。

然るに、前にも申し述べました通り、鹽干魚介類に對する配給統制は、未だ實現を見て居りません。凡ゆる生活必需物資が圓滑且つ適正なる配給を目標に統制を受け、新しい配給體制を實現してゐるにも拘らず、鹽干魚介類のみは、獨り最後まで取り残された狀態に置かれて居るのであります。これは一體如何なる理由に基くものでありますか、仄聞するところに依りますと、農林省に於きましては鮮魚介類に次いで鹽干魚介の配給統制を實施する方針の下に、これが具體的な方策の研究を進めて居られる模様であります。鹽干魚介類はその商品的性格及び配給の經路等が、鮮魚介類に比して著るしく事情を異にして居りますので、統制の技術上に幾多の困難性があるのであります。そのためには、誤らしめて居るのであります。

配給統制の實施が遷延してゐるとも云はれてゐるのであります。私共の見るところに依りますと、鹽干魚介類に對する配給統制の實施遷延の原因は、中央卸賣市場に於ける卸賣會社が、本配給統制に對しまして、不當の地位を要求し、國家の統制を利用して自己の權益を擴大せんとする策動に、その根本的な根因があるのでないかと考へるのであります。即ちこの策動によつて官廳を迷はし、輿論を誤らしめて居るのであります。

物資の統制は、その配給機構を整備することが第一條件であり、更に整備されました機構を合理的に運営することがその第二の條件であります。機構の整備や、その運営は、全業者の協力によつてこそ、はじめて實現し得るのではないでせうか、換言すれば、全部の業者を打つて一丸とする綜合的機構を作り、この機構を運営するためには、全部の業者が自己を抛つて協力することが最も肝要なのであります。これが謂ふところの一億一心であり、新しい經濟理念の根源だと考へるのであります。然るに中央卸賣市場の如く、單に自己の利益のみを考へ、他の業者の存在を無視するのみか、寧ろこれを排撃せんとするが如き策動を公然と展開してゐるのであります。これは一億一心を基調とする臣道實踐の國民的倫理に反するものであり、公益優先を目標とする經濟理念に背戻するものと謂はなければなりません。中央卸賣市場に於ける卸賣會社が前述のやうな反時局的策動を放棄して、帝國が當面してゐるこの重大時局に目醒めない限り、鹽干魚介類に對する合理的配給統制の實現は困難であります。

假に中央卸賣市場に於ける卸賣會社が考へるやうな配給統制を實施したとしても、その圓滑なる運用は絶対に望めないのであります。中央卸賣市場が鹽干魚介類の配給統制を繞つて如何なる策動を展開してゐるか、そしてその策動を通じて如何なるものを狙つてゐるか、同時に鹽干魚介類の配給上に於て現在、如何なる程度の實力を有つてゐるか、是等のことについて、以下少しく私見を述べて見たいと思ひます。

二 統制を阻害するものは何か

鹽干魚介類に対する配給統制の實施が遅延した最大の原因が中央卸賣市場の策動にあることは、前に申し述べた通りであります。それでは先づ中央卸賣市場が如何なる策動を行つてゐるのであるか、この點について申上げて見たいと思ひますが、要するに彼等は鹽干魚介類の配給統制に際して、中央卸賣市場一本建の統制機構の實現を主張して居るのであります。即ち具體的に申上げますと、從來鹽干魚介類は中央卸賣市場で扱つて居りました取扱實績よりも、寧ろ市場外に於ける我々卸賣業者の取扱實績が遙かに多いのであります。にも拘らず中央卸賣市場では、この實績を有する市場外の卸賣業者を排撃して、全部の配給權を中央卸賣市場に於て獨占すべく色々と策動を續けて居るのであります。即ちこの不當なる野望を達成せんとする手段として、彼等は市場外における所謂場外業者を營業の権利なき者、或は存在の理由なきものとして勝手な理窟をつけ、これを統制の圈外に放り出さんとしてゐるのであります。併しながら前にも申述べましたやうに、鹽干魚介類配給の實際面を見ますと、現在の中央卸賣市場よりも、場外における卸賣業者の取扱數量の方が遙かに多いのであります。新しき經濟理念からしますれば、此の實績は絶対に無視することが出来ないのであります。即ち、その取

取扱実績は申上げて見ますと、東京に於ては、鰐節卸賣業者の取扱実績が一ヶ年約三千萬圓、海苔卸賣業者二千萬圓、それに一般鹽干魚介類を取扱つて居ります私どもの卸商業組合其の他の取扱実績が約五千萬圓、その總計は實に一億圓の巨額に達するのであります。これに對し中央卸賣市場に於ける一ヶ年の販賣高は僅に二千二百萬圓に過ぎないさうでありますから、我々市場外における卸賣業者の取扱実績の五分の一に過ぎないのです。最近における經濟統制を見ますと、すべて實績を基本にした配給統制が行はれてゐるやうであります。中央卸賣市場が如何なる美辭麗句を並べ、如何に巧妙な策動を展開したといたしましても、この嚴然たる實績は如何ともなし難いものと思ふのであります。また農林省當局におかれましても、このやうな實情にある鹽干魚介類に對して、配給統制を實施する場合、この場外業者が有する實績は絶対に無視出來ないものと確信するのであります。

物資の配給統制を實施する上において、その機構を一元化することが必要でありますことは、申上げるまでもないのであります。かうした觀點から、極めて公平な立場に立つて鹽干魚介類に對する配給統制を考へて見ますと、中央卸賣市場の五倍の實績を有する場外業者を基本とし、これに中央卸賣市場を合體せしめた機構を求めることが最も妥當ではないかと考へるのであります。然るに中央卸賣市場は、自己よりも遙に巨大な實績を有する場外業者を排撃し、自己のみの安全と利益とを圖り、五大都市の鹽干魚介類の配給権を、獨占的に獲得せんとして居るのであります。これは實績主義に基

く經濟統制が行はれる限りにおきましては、絶対に許容することの出來ない問題だと考へるのであります。我々の實情が中央卸賣市場に比較して、強大であることは再三述べましたやうに、既に周知の事實でありまして、農林當局においても數字の上に明確に現はれたこの事實を認めて居るのであります。したがつて鹽干魚介類の配給統制を實施するに際しましては、この兩者の業態を検討せられ、正しき實績に基いて、公平妥當なる方策が採られることを熱望するのであります。

三 根據なき場外業者排撃運動

中央卸賣市場に於いてはその開設以來、市場外に於いて営業を行ふ正當なる卸賣業者を、類似業者乃至は脱法行為者の名において排撃して參つたのであります。更に今回の鹽干魚介類配給統制の實施を目前に控へて、その排撃運動は一層激化したかの感があるのであります。我々の場外における卸賣行為が不當なものでない限り、中央卸賣市場のこの排撃は正當なものではあり得ないのです。即ち其の排撃の目的が單に自己保全慾、利潤の獨占慾にあることは謂ふまでもないのです。然も是等の不當なる慾望に禍されて、中央卸賣市場は今や重大な觀念上の錯覚、否な法律上の錯誤に陥つて居るのであります。つまり彼等は鹽干魚介類の取扱は中央卸賣市場においてのみ取扱ふべきものであると云ふやうな觀念をもつて居るのであります。國家は未だかつて中央卸賣市場にのみ鹽干魚介類取扱の獨占を許した法律を公布してゐないのであります。

中央卸賣市場は中央卸賣市場法によつて開設せられ、それに基く業務規程によつて運營せられて居るのであります。中央卸賣市場法においては、鹽干魚介類の卸賣業務の獨占を中央卸賣市場に與へるが如き條項は全然ないのであります。

併しながら、中央卸賣市場法によりますと、その指定都市におきましては、市場類似の業務を爲す市場（類似市場）の存在を許さない建前をとつて居り、更に同法施行規則第一條によりますと「中央卸賣市場は一指定區域内に於て一開設者に限り之を開設することを得」との規程があるのであります。この點から見ますと、市場開設権の獨占は規定の上に明確に盛られて居るのであります。然るに法律知識の缺除から、中央卸賣市場における業者は、開設権の獨占と、卸賣業務の獨占とを混同して考へ、市場外においては、中央卸賣市場取扱品目に對する卸賣業務は絶対に出來ないものゝ如く解釋してゐるやうであります。茲に觀念上の重大な錯誤があるのであります。その結果、このやうな誤れる觀念から出發して、長年に亘つて正當なる権利に基き、卸賣業を續けて參つた我々に不當な壓迫を加へ、のみならず利不盡な排撃運動を續けて今日に至つて居るのであります。

要するに以上述べましたやうに、中央卸賣市場の業者が、市場外における卸賣業者を排撃することにつきましては、法律上何等の根據を持たないものであります。市場業者が敢へて斯る暴舉に出ることは、歸するところ、獨占慾に溺れた市場業者の法律上の認識不足による以外にはないのであります。今日の如き戰時下におきましては、一億國民は全力を擧げて國策に協力しなければならないのであります。殊に物資の配給に携はるものは、從來の如き商業主義的追利觀念をかなぐり棄て、公益

優先をモットーとする配給理念を把握することが最も肝要であります。要するに業者の全部が一致協力して配給統制の完璧を期さなければならない時代なのであります。それにも拘らず市場業者は、依然として自己の利益をのみ獲得することを考へ、市場外の業者を根強く排撃してゐるのであります。斯かる行為は國家目的遂行のために実施される統制そのものを阻害するものであり、極論すれば國策遂行を阻害するのみならず、銃後の社會生活を毒する結果になるものであります。總力戰體制下における國民として大いに慎まなければならぬ問題であると考へるのであります。政府當局においても、この貴重なる食料品配給機構の整備に際しては、斯る一方的な策動に對しては、飽迄も嚴正な立場に於て充分に検討を加へられ、最も公平且つ妥當な配給統制體制を整備されんことを希望する次第であります。

四 場外業者排撃論を衝く

市場業者は色々な名稱や理窟を附けて我々場外業者を排撃してゐるのであります。是等の排撃論は何等理論的な根據はなく、排撃せんが爲に、無理な理窟をデツチ上げたものに過ぎないのであります。その排撃論の主なるものを取りあげて検討を加へて見ますと、内容的には全然意味をなさないものもあり、中には噴飯に價ひするものも多いのであります。

第一は最近登場いたました場外業者に對する分析論であります。参考のために其の内容を十二月一日附「生鮮食料新聞」から抜萃して見ることにいたします。

〔前略〕 それは如何なるものが存在の妥當性を有してゐるのであるか、これを明らかにするには現在の場外業者を分析してみる必要があらう。即ち鹽乾魚の場外業者はこれを四つの種別に分類することが出来る。第一は九・一八價格停止令の前後から謂はゆる價格政策の不備に乗じて發生した一群、第二は中央卸賣市場に其の營業權を現物出資して收容を受けたにも拘らず、鑑札を賣つたり、自己の子供や店員等の名義に依り場外に於て營業をなしてゐた一群、第三は海苔、鰹節等の如く最初から中央卸賣市場に收容せられなかつたもの、第四は中央卸賣市場開設前から謂はゆる卸屋と稱して日本橋魚市場や同四日市魚市場から品物を買ひ、それを市内の乾物屋や小賣商に販賣してゐたもの、即ち中央卸賣市場開設後に於ては市場の仲買から仕入れてゐたもので、謂はゆる市場と小賣商の間

に介在する特殊なる仲介業者的一群、この四つのカテゴリーに分類出来るが、現在の場外業者は何れも右の四つのうち何れかのカテゴリーにあてはまるものばかりである。〔後略〕

即ち以上によりますとこれは場外業者の存在を否定せんとする考へに出発したものであります。我々場外業者を排撃せんが爲に無理に考へ出したところの、取るに足らない屁理窟であります。この分析は去る十一月二十八日、大政翼賛會の主催で開かれました鹽干魚介類關係者懇談會の席上におきましても、東京魚市場株式會社の久保田常務取締役の一附添人から提唱せられたものであると聞いて居りますが、その席上におきまして、この分析論は完膚無きまでに場外業者から攻撃を受け、満場の失笑を買つたといふことであります。謂はゞ、場外業者を分折せんとして、却つて場外業者から中央卸賣市場が分析せらるゝの失態を演じた譯であります。試みにその分析論を検討して見ることに致します。

即ち問題の分析論によりますと、前にも申述べましたやうに、場外業者を四つのカテゴリーに分類して分折してゐるのであります。その第一は九・一八價格停止令の前後から價格政策の不備に乗じて發生した一群、第二は中央卸賣市場にその營業權を現物出資して收容を受けたにも拘らず、鑑札を賣つたり、自分の子供や店員等の名儀により、場外において營業をなしてゐた一群、第三は輕節、海苔の如く最初から中央卸賣市場に放容を受けなかつたもの、第四は中央卸賣市場開設前から所謂卸屋

と稱し日本橋魚市場や四日市魚市場から鹽干魚介類を仕入れ、これを市内の乾物商や小賣商に販賣してゐたもの、即ち中央卸賣市場開設後においては、市場の仲買人から仕入れてゐたもので、中央卸賣市場と小賣商との中間に介在する特殊な仲介業者的一群がこれであるといふのであります。

以上の分類が果して正しいかどうかにつきましては、場外業者の實情を見れば一目瞭然であります。即ち場外におきましては、父祖傳來の家業として、長年に亘り鹽干魚介類の卸賣業務を營んで居りますものが、かなり多いのであります。これは前にも申述べましたやうに、場外業者の實績が中央卸賣市場のそれに數倍するといふ事實によつても立證出来るのであります。即ちこの實績は一朝一夕にして築くことの出來ないものであります。然るに市場側の分析論者は有力なる我々場外業者を單なる臆測によつて以上四つのカテゴリーに無理にあてはめてゐるのであります。これは我々を飽迄排撃せんと企圖してゐるものに外ならないのであります。即ち四つの分類に従ひますと、第一の分類に該當するものは、戰時下における經濟統制を擾亂した違法行爲者であり、第二は所謂脱法行爲者であつて、是等の違法行爲者、脱法行爲者は今回の統制に對して自己の權益を主張する権利はないと言張し、更に第三の分類に該當する場外業者は最初から中央卸賣市場に收容せられなかつたものであるから、今後の統制に際しては、中央卸賣市場の卸賣會社と同様の立場において統制に參加し得るものであるとの見解をとり、第四の所謂鹽干魚介類の場外卸屋に對しましては、中央卸賣市場におけ

る仲買人と同様にこれを廢止すべきものであると簡単にかつづけてゐるのあります。

鹽干魚介類の卸賣業務について、全然何も知らないものでありますならば、このやうな市場業者の分析論をそのまま、鵜呑みにするかも知れませんが、少しでも鹽干魚介類の卸賣業務の實體を知つて居られるものは、この無謀な市場業者の主張を一笑に附するであります。常識的に考へて見ましても市場業者が云ふやうに、現在の場外における卸賣業者の地位は、そんな曖昧なものではないのであります。参考のために以下市場業者の見解とする分析論を再分析してこれに検討を加へて見ることにいたします。

即ち、第一の分類に属するところの卸賣業者が事實存在するものとしますならば、それは市場業者の見解の如く、統制を擾亂する違法行為者であることに間違ひないのであります。併しながら今日の如く經濟統制が進歩しましたのみならず、經濟統制に對する當局の指導監督が嚴重に行はれて居ります時代には、鹽干魚介類の如く、多數の消費者や小賣商を相手にして賣り捌かなければならぬ商品は闇取引といふやうな違法行為によつて、何時までも營業を繼續すると云ふことは出来るものではないのであります。殊に鹽干魚介類の卸賣業務は、長年の顧客が必要一ありまして、突發的に開業致しましても、その經營は不可能なのであります。それにも拘はらず市場業者は闇取引によつて營業を續けて來たと見てゐるやうであります。假にそうであるとしますならば、權威ある經濟警察が

これを看過する筈はないのであります、また假に闇取引を目的に開業した卸賣業者があつたとしましても、決してそれは永續しないのであります。したがつて、現在の場外業者の中には、闇取引を目的として發生した一群があるとの見解は、單なる議論のための議論でありまして、目的のためには、敢へて正當なる場外業者をも疵つけんとする市場業者の暴言であると見るより外にないのです。次に第二の脱法行為者であるとする見解は、中央卸賣市場法に對する法律的解釋の缺如から出發して居るのであります。前にも申し述べました通り、中央卸賣市場法は市場業者にのみ卸賣業務の獨占権を與へてゐるのではないであります。唯だ與へられてゐるのは、市場開設の獨占権のみであります。これをいま少し具體的に申上げますと、市場法によつて指定せられました都市に於ては、一開設者に市場開設の権限を獨占せしめることとなつて居るのであります。それで、その開設者以外のものが當該指定都市に於て市場を開設したり若くは市場類似の行動を爲すことは出來ないのであります。市場業者は市場に對する法律的認識を缺き、市場と卸賣とを混同して考へてゐる結果、個々の卸賣業者までも、市場外においてはこれを營み得ないものゝ如く考へてゐるやうであります。一旦自己の營業権を卸賣會社に現物出資して收容を受けたものが、その卸賣會社と同様の營業を營むことは、商法上疑念があるのであります。然しその會社に對して自己の權利の一切を譲渡した場合は、場外において卸賣業務を營むことを阻む理由はないのであります。況んやその子供や店員の行爲まで拘束する理由は全く

無いのでありますて、これを拘束せんと主張する市場業者の見解は寧ろ笑止の沙汰と云ふべきであります。

さて第三の分類に該當する海苔及び鰹節の卸賣業者に對しては、その存在を大體是認してゐるやうであります。第四の分類に該當する鹽干魚介類の場外業者を市場内における仲買人と同様に一舉に整理すべきであるとの見解に至つては、議論のための議論に落ちた感以外の何物もないのであります。即ち鹽干魚介類の場外業者を仲買人と同様に抹殺してしまへば、卸賣會社にとつては、希望する處であります。が、然し世の中はさううまくゆくものではないのであります。市場内における一營利會社を救濟する爲めに、我々場外卸賣業者は、己を犠牲にしなければならない理由は全くないのであります。中央卸賣市場における仲買人は、營業權を現物出資して多額の株券を貰ひ、そのうへ市場内における仲買人として長年に亘つて巨額の利益を稼いで來たものであり、同時に今回の整理に際しては相當の補償金を得てゐる筈であります。斯様に三重の保護を受けて居るものと、何等の保護も、補償も受けず、自力をもつて今日まで帝都における食糧配給の任務を果して來た我々とを同一視する譯にはゆかないのです。

要するに場外業者に對する市場業者の分析論は、卸賣會社が自己擁護の見地から、我々場外卸賣業者を抹殺せんとして、無理に考案した偽瞞手段に外ならないのであります。その他、市場側におきまし

ては現在の場外卸賣業者を脱法行爲者であるから、大體既往十ヶ年位の實績を有するものゝみを認むべきであるとの見解を有してゐるとも聞いて居りますが、これまた極めてお目度い見解であります。理論的には一顧だに値しないのであります。元來鹽干魚介類に對する配給統制は、現實の配給を如何に圓滑にするか、といふことが最大の眼目であります。したがつてその機構に當りましては、現在における配給業者の實態を對象として考へるべきであると思ひます。換言しますと、鹽干魚介類の配給統制は卸賣業務の權利を統制するのではなく、配給機構の實際的業態を統制するのであります。したがつて十年前の實績を云々するが如きは現狀維持の最たるものでありますて、時代錯誤も甚だしいものであります。

次に中央卸賣市場における卸賣會社に於ては、市場開設當時の實績に基いて、現在の場外卸賣業者を云々するものがあるやうであります。これまた、市場法に對する解釋上の缺如に基く錯覺であります。即ち中央卸賣市場法に於ては鹽乾魚の卸賣業務を市場の卸賣會社に獨占せしめるといふことは何等規定してゐないのであります。申すまでもなく中央卸賣市場法は、中央卸賣市場そのものゝ運營方法を規定した法律であります。したがつて市場内に於ける卸賣業務は、この法律によつて取締りを受ける譯であります。しかし、この法律によつて市場外に於ける卸賣業務を取締つたり拘束したりすることは出來ないのであります。言はゞ市場外に於ける卸賣業者は其の營業上この市場法に對して

は全く自由の立場にあるのでありますから、中央卸賣市場法開設以後に於て鹽乾魚の卸賣營業を新に開始したり、或は從來の業務を擴張したものがあつたとしても何等差支へないのであります。言はば、中央卸賣市場法は市場内に於ける業者を取締つてゐる譯であります。彼等は自分達が取締られてゐることを忘れてあたかも市場外の卸賣業者がこの法律によつて拘束されてゐるが如き誤つた觀念を抱いてゐるのであります。彼等が市場外の我々卸賣業者を排撃したり迫害したり、市場開設以後の實績は認めないと、不法なことを平氣で申立てゝゐるのは、以上述べた法律解釋上の誤りに基いてゐるのであります。

五 怖るべき中央卸賣市場の搾取性

中央卸賣市場におきますところの當業者は、聲を大にして我々場外卸賣業者を排撃し、鹽干魚配給の圈外に締め出さうとして居るのであります。しかし戰時下に於て最も必要とされて居りますことは一億一心、臣道實踐の鐵則に従つて自己の職域を全うすることにあるのであります。職域を同じうするものは相共に協力しあつて、大國策の向ふところに従ひ、職域奉公の誠を盡さなければならぬものであり、他を排撃してその正業を奪ひ、しかも自己のみの繁榮を夢見るが如き、自由主義的利己觀念は絶対に許すべきではないと考へるのであります。鹽干魚介類の配給を通じて見ますと、中央卸賣市場に於ける當業者も、場外に於ける我々業者も、長年に亘つてその營業を續けて來たのであります。これが統制をなすに當つては、兩者が有する所の配給上の技能と、實力とを綜合すべきが最も妥當なる方法ではないかと考へるのであります。換言すれば、戰時下に於ける鹽干魚介類の配給統制は、此の兩者の總力を擧げての協力に於てこそ、最も合理的に推進し得るものと考へるのであります。公平な立場に於て批判しますならば、中央卸賣市場はその機構に於て、その經營方法に於て、幾多の舊體制的な矛盾を内包して居るのであります、こゝで舊體制と申上げますのは、中央卸賣市場に於ける怖

るべき商業主義的搾取性を意味するものであります。中央卸賣市場は、動もすれば恰かも卸賣業者を總括した所の合理的な企業の如く見られて居るのであります。その内部を解剖いたしますと、魚市場の問屋業者が集合して出來上つて居るものであります。その機構は勿論、經營方針なども、總べて自由主義經營時代の商業主義的搾取方針が採られて居るのであります。もつとこのことを詳しく述べることに致します。

中央卸賣市場を開設致しましたのは、食糧配給の合理化を圖らうといふ社會公益的觀念に出發したのであります。これを一面から申し上げますと、過去の自由主義經濟時代に於て、既に合理化を圖らなければならぬ位に、當時の魚市場に於ては、不明朗な取引が行はれてゐたことを立證するものであります。即ち中央卸賣市場開設以前の魚市場に於きましては、取引が極めて不明朗であります。荷主に對する仕切に於きましても、亦小賣商に對する販賣に於きましても、色々その不正行為が行はれてゐたのであります。そのために生産者と消費者の兩部面に對しましては多くの迷惑と、不利益とを及ぼして來たことになるのであります。この不正取引を絶滅して、取引を明朗化せんとするのが、中央卸賣市場開設の最大の眼目であつたと思ふのであります。したがつて、中央卸賣市場の開設に際しましては、魚市場に於ける問屋と仲買人とを、一ヶ所の市場に集合して、一定の方針によつて、取引をなさしめ、一定の規則によつて、取締の能力を擧げる方法が採られたのであります。故に中央卸

賣市場に於きましては、取引の取締にのみ重點が置かれて、取引方法がそのまま踏襲せられたのであります。そのために中央卸賣市場では建物こそ立派になつて居りますが、取引の實際面は昔の魚市場に比較しまして、差して進歩してゐないのであります。このやうな事情から公益優先を目標とする今日の統制時代に於きまして、中央卸賣市場の卸賣會社がその内部機構に幾多の矛盾と、怖るべき搾取性とを有して居ります事實は、看過出來ない重大な問題であります。

中央卸賣市場が内包して居りますところの商業主義的搾取性が如何に怖るべきものでありますか、このことについて以下少しく具體的に申し述べて見たいと思ひます。中央卸賣市場開設の當時、日本橋魚市場に於ける問屋と仲買人、同じく日本橋四日市鹽干市場に於ける問屋と仲買人は何れもその營業權を現物出資して、龐大な資本を擁する所の卸賣會社を設立したのであります。魚市場組合に於ては東京魚市場株式會社、東京魚問屋株式會社、四日市組合に於ては、東京水產物株式會社、東京海產物株式會社、以上の四社を設立し、その他淡水魚關係者をもつて、東京淡水魚株式會社を設立したのであります。その後是等の五社は東京魚市場株式會社を母體として、資本合同が行はれ、現在では資本金三千五百六十萬圓の東京魚市場株式會社が中央卸賣市場に於ける卸賣業務を獨占してゐる譯であります。巷間問題となつて居ります中央卸賣市場の水割資本とか老舗料の過大評價などは、即ちこの龐大營業權の現物出資を指すのであります。東京魚市場株式會社の資本金總額三千五百六十萬圓のう

ち、營業權現物出資の占める額は二千八百萬圓で、資本總額の七十八%強に當つて居るのあります。なほ参考のために申上げて置きますが、三千五百六十萬圓の巨大きな資本金の中では、現金を出資した額は僅かに三百萬圓に過ぎないのであります。最近の決算状態について見ますと、東京魚市場會社は六分の配當を行つて居るのであります。その配當金の總額は、一期(六ヶ月)大體二百數十萬圓に達して居るのであります。單に六分と申しますと、株式會社の配當としましては、必ずしも高率であるとは云へないのであります。併し、東京魚市場會社の如く、現金出資が僅か三百萬圓に過ぎない點から割出して見ますと、實際の配當率は驚く勿れ實に七割強に當るのであります。經濟統制が強行せられて居ります戰時下に於きまして、日本國中何處を探しても斯様な高率配當をなしてゐる會社は恐らく中央卸賣市場以外にはないのであります。この一事を以てしても、中央卸賣市場の機構が如何に搾取的であるかといふことが首肯出来るのであります。

中央卸賣市場に於ける搾取性は、右に述べた高率配當の一點のみではありません。市場内に收容せられました仲買人を中心として検討して見ますと、二重、三重にも搾取の機構が出來上つてゐるのであります。即ち中央卸賣市場が開設されると同時に、問屋及び仲買人は其の營業權を現物出資して卸賣會社を設立し多額の株券を取得した外、彼等は中央卸賣市場に於ける仲買人として新たに營業の途を得たのであります。東京魚市場會社の資本金の中に含まれて居ります現物出資金額は前にも申し

述べました通り、二千八百萬圓でありますが、是を更に分類して見ますと、一千七百五十萬圓は問屋權であり、残り一千五十萬圓が仲買權を評價したものであります。營業權を現物出資したのでありますから——換言すれば以上の如く巨額の株式をもつて問屋權と仲買權とを卸賣會社は買収したのであるから、是等の問屋及び仲買人は民法上の規定によれば、從來の營業が繼續出来ないにも拘らず、彼等は中央卸賣市場の仲買人として從來と何等變らない營業を許されてゐたのであります。謂はば彼等は何等の犠牲をも拂はずして、總額二千八百萬圓の株券を獲得した譯であります。

現在卸賣會社の手數料は六分でありますが、昨年までは一割の手數料が許されてゐたのであります。卸賣會社が何等勞せずして一割の高率なるコンミツションを獲得する外、仲買人はその仲買營業に於きまして更に何割かの利潤を稼いでゐたのであります。仲買人の利潤が如何に暴利的であり、搾取的であつたかは、市場内に於ける仲買營業權の賣買價格の値上りによつても、判るのであります。即ち昭和十一年頃の仲買營業權の賣買價格は僅かに二千圓程度であります。その翌年の昭和十二年には倍額の四千圓に暴騰し、順次躉上りに續騰して、昭和十五年には一躍二萬二、三千圓の驚くべき相場を現出したのであります。仲買營業權の賣買價格が、仲買營業の實際的利潤を反映してゐることは申すまでもありません。はつきり申上げますと、支那事變以後、仲買營業權が、逐年暴騰して、二萬圓を突破するが如き常識で考へられない價格を生んだのは、支那事變以後に於ける生鮮食糧品の需給

關係の不均衡状態に乗じて、彼等が如何に不當なる利益を搾取したかを物語るものであります。更に彼等仲買人は其の取引で不當に多額の利潤を搾取したのみならず、卸賣會社から三分の歩戻金を貰つてゐたのであります。この三分の歩戻金のうち二分は六ヶ月毎に各自の取扱高に應じて分配し、残りの一分に該當する金は、永久共同積立金として仲買組合がこれを貯蓄保管して居つたのであります。今までの實情に見ますと、この歩戻金の總額は一ヶ年約三百萬圓で、そのうち百萬圓が積立てられてゐるのでありますから、今日の積立金額は最低限度に見積つても五百萬圓は突破するのであります。營業權の現物出資で龐大な株券を獲得し、賣買價格二萬圓を突破する仲買營業權を新たに取得した上配當金で儲け仲買營業で暴利をむさぼり、勞せずして巨額の歩戻金がころげ込んで來るのでありますから、是等の總收益を合計いたしますと實に驚くべき利潤を示現するものと見るべきであります。さればこそ、去る九月十五日、農林大臣は市場業者に對して、仲買人の廢止を斷乎として言明したのをあります。

中央卸賣市場に於ける搾取の中心をなしてゐた仲買人が廢止せられたのでありますから、その機構は幾分從來の如き苛酷な搾取性は緩和したのであります。但し、中央卸賣市場及び卸賣會社の機構には何等の改變を見られないのでありまして、依然として商業主義的搾取性が殘つてゐるのであります。これを具體的に申上げますと、第一は卸賣會社の水割資本に對する配當であります。前述いたしました

通り、巨額の水割資本に對して配當をなすためには毎年數百萬圓の金が必要なのであります。そのためには卸賣會社は六分の手數料を出荷者から徵收して居るのであります。以前の一割に比べますれば六分となつたのでありますから、手數料は多少引き下げられたのであります。しかしながら、卸賣會社の實際業務を見ますと、六分の手數料を徵收する理由は全く無いのであります。即ち鮮魚介に対する配給統制が實施されてゐる今日に於きましては、往年の如く產地に對して出荷の勧誘をする必要もなく、又その反対に消費者に對しても、消費の宣傳をなす必要もないのであります。配給統制後の魚類は、統制機構を通じて生産者から消費者へ計畫的に流れていふのであります。仲買人が存在してゐた時代には卸賣會社は單なるトンネル的機關に過ぎないのであります。仲買人が存在してゐた時代には卸賣會社はセリ賣によつて、仲買人に分荷する業務があつたのでありますが、仲買人が廢止された今日では、魚類は卸賣會社の賣場をトンネルにして小賣商業組合に渡り、小賣商業組合で、個々の小賣商に對して分荷作業が行はれてゐるのであります。一方、仕切計算等は配給統制協會がこれを擔當する建前となつて居るのであります。仕切金の面から見ましても卸賣會社は單なるトンネルに過ぎないのであります。このやうなトンネル機關が依然として六分の手數料を徵收して居りますと云ふ事實は搾取以外の何物でもないのです。

卸賣會社が何故斯くの如き不當な搾取を持続しなければならないか、それには二つの根本的な理由

があるのであります。一つは前にも度々申上げましたやうに、巨額の水割資本を抱へこんで居る點であります。巨額の水割資本に對して、毎年一定率の配當を繼續いたしまするためには、相當の利潤を擧げなければならぬことは當然であります。そのためには、卸賣會社は、高率の手數料を搾取せざるを得ないのであります。殊に最近に於きましては、六分の手數料だけでは満足せず、業務用需要者から新たに五分の販賣手數料を徵收する制度が設けられたのであります。これは農林大臣の告示によつて決定されたのでありますから、勿論確實な根據に基くものと思ひますので、我々としては兎角の批判をいたすべき筋合のものではありませんが、結局卸賣會社の手數料は荷主から取る六分を合計すると一割一分となるのでありますから、かつての自由主義時代の手數料一割を却つて凌駕するのであります。根據が何れにありますとも、事實に於いて手數料を増率し、卸賣會社の利潤を増額せしめたと謂ふことは、低物價政策の根本精神に反するものと考へるのであります。

次に第二の理由は、市場建設費の負擔であります。即ち中央卸賣市場の開設者である東京市は卸賣會社に對し、市場使用料の名目の下に賣上高の千分の六に該當する賦課金を課して居るのであります。この負擔金が年額相當な金額に達することは申上げるまでもありません。

試みに、東京中央卸賣市場築地本場の建設費を見ますと、總額一千五百萬圓でありますが、そのうち三百七十五萬圓は、國庫補助金で、残りの一千百二十五萬圓は市債によつて賄なつて居るのであり

ます。この市債による建設費とその利息金は前に申上げました市場使用料千分の六によつて賄つてゆかなければならぬのであります。然かも東京市はこの銷却期間を僅か二十年に見積つて居るのであります。卸賣業者の負擔金も非常に過重なものとなつて居るのであります。元來中央卸賣市場は消費市民の利益を主たる目標として建設されたものであります。さうであるとすれば、東京市は市民の利益のために市場を建設したのでありますから、その建設費は當然東京市に於て負擔すべきであるにも拘らず、この巨額の建設費を卸賣業者の負擔にのみ轉嫁する方針を探つて居るのを御承知のやうに、中央卸賣市場の建物は鐵筋混凝土建であります。御承したがつて、短期間にこれを銷却しなければならない必要はないのであります。我々の見ますところでは、これを卸賣業者に負担せしむるとすれば、建物が實際の使用に堪へ得る期間、尠くとも百ヶ年位の間に銷却せしむれば足りますが、それを僅々二十ヶ年間に銷却しようと云ふのでありますから、卸賣業者の負擔は極めて過重なものになつてくるのであります。そのために低物價政策がとられつゝある今日でも、依然として六分の高率なる手數料を搾取しなければならない状態にあるのであります。

今日の統制經濟は、公益優先を目標として組み立てられて居るのであります。過去に於けるが如き商業主義的搾取性は絶対に許されないのであります。また、當業者としましても、このやうな舊觀

念に基く、搾取は断じて許容すべきではないと思ふのであります。中央卸賣市場に於ける卸賣業者が我々場外に於ける卸賣業者を如何に排撃しようとも、以上申上げた中央卸賣市場それ自體の怖るべき商業主義的搾取性は蔽ふべからざる事實であります。他を排撃する前に彼等は先づ自ら反省し、その機構の内部に充満してゐるところの搾取的觀念と、機構そのものゝ怖るべき搾取性とを是正すべきではないでせうか、彼等が、眞に時局に目醒め、統制經濟の理念に徹して居るならば、他を云ふ前に自己を顧みて、その缺陷を潔よく是正すべきであると考へるのであります。

六 統制理念に反する中央市場の弱點

戰時下に於きましては鹽乾魚にかぎらず凡ゆる食料品の生産が減退し、需給が窮屈になることは、特に説明するまでもなく、今日までの實情によつてみても明瞭であります。しかし、戰争に最も必要なものは食料品であります。昔から「腹が減つては戰争は出來ない」と言はれて居りますとほり、食料品が缺乏して補給の途がないとすれば、第一線の將兵のみならず銃後の國民も充分な活動力を發揮することが出來ないであります。近代戰は科學戰であり經濟戰であると言はれて居ますが、その科學や經濟を創造し應用し活用して素晴らしい戰闘力を發揮するのは結局人であります。我々人間は食糧がなければ充分な活動が出來ないのでありますから、戰時に於ける食料品の供給力が減退すればそれだけ戰闘力が削減されることになるのであります。従つて戰時に於ては食糧は砲彈や飛行機やガソリンと同様絶対に不可缺の戰争資材なのであります。即ち戰時下に於ける食糧問題の要訣は、生産力を出來得るかぎり維持し増進すること、これが配給を出來得るかぎり均衡に公平にして、すべての國民に均霑せしむること、以上の二點にあるのであります。かゝる意味に於きまして食糧問題は戰時下にありますから、こゝでは戰時に於ける食糧の配給といふ問題についてのみ考へてみると致し

ます。

戦時に於きましては資材労力其の他の關係から食糧の生産がどうしても減退をたどることは前に述べましたが、この不足がちな食糧を以て全國民に均霑せしむるといふことは非常に難しいのであります。こゝに申すまでもなく戦時食糧政策の困難性があるのであります、この困難な問題を克服して配給の合理化を圖つて行かねばならぬところに、戦時食糧配給問題の重要性と最大の眼目があることを忘れてはならぬのであります。即ち供給力の著しく減退した食糧を全部の國民に合理的に配給するためには、國民層の軍事的役割などを考慮し、なるべく公平に均分して配給することが絶対に必要なのであります。公平に均分して合理的な配給をなすためには、それに最も適合した配給機構を完成すべきであります。配給機構が以上述べた戦時下の諸事情に適合したものでなければ、全國民を對象とした合理的配給は到底望めないのであります。例へば自由經濟時代の如く金の力によつて食糧が移動するやうな機構では、配給の公平は言ふべくして行ひ難いのであります。政府が配給機構の整備について、凡ゆる努力をつくしてゐるのも、要は全國民を對象とする食糧の適正分配、換言すれば割當主義に依る計畫配給を圓滑に運行せんがための意圖に外ならないのであります。

食糧の適正分配、即ち割當主義に依る計畫配給をなすには、それに適合した機能を具備する配給機構を、先づつくり上げねばならぬのであります。その配給機構は戦時下に於ける國家的要求に副ふ

て食糧を全國民に適正に分配するためのものであります、決して利潤を追求するものであつてはならないのであります。この條件からみて我々は現在の中央卸賣市場に於ける卸賣會社は戦時食糧配給機關としては必ずしも適格者でないと考へるのであります。即ち前に何回も申述べました如く、中央卸賣市場は多數の營利的問屋業者が寄集まつて出來た會社で、龐大な水膨れ資本を擁してゐるばかりでなく、巨額の市場建設費銷却の義務を負はされてゐるのであります。水膨資本に對する配當をなし市場建設費銷却の義務を遂行してゆくためには、相當大幅の利潤を見込まねばやつて行けない會社であります。それ故に會社の機構は勿論其の經營などもすべて儲けることに主眼が置かれてゐるのであります。遠慮なく申上げますと、利潤追求を目的とした營利企業體であり、今の統制經濟時代には珍らしい自由經濟時代宛らの遺物的存在なのであります。斯様な營利企業體が食糧の適正分配を目標とする新らしき配給機關たり得ないことは申すまでもありません。中央卸賣市場に於ける卸賣會社が營利企業體としての性格と、利潤追求を眼目とする經營方針を棄てないかぎり、彼等は断じて新らしき統制時代に即した合理的配給機關であるとは言へないのであります。

鹽乾魚貝類は國民の栄養を維持する上に不可缺の蛋白質給源であります。殊に對米英戰の展開によつて我國は未曾有の大國難に遭遇してゐる所以ありまして、食糧對策上如何なる危殆に瀕するかも判らないのであります。不測の事態に備へるために食糧の大量貯藏を考へなければならないのであり

ます。長期貯藏性を有する點に於て、栄養價值豊富なる點に於て、鹽干魚介類の如きは、今日の事態に最も適合した國防的食糧の最たるものではないかと信ずる所以あります。斯様に國防上重要な食糧を營利目的とする搾取的企業體にまかせて置いたとしたならば、折角の栄養資源が營利主義によつて禍ひされるので、國家のために充分に役立たないこととなるのであります。統制經濟時代に於ける配給は徹底的に公益優先を鐵則とすべきであります。従つて中央卸賣市場に於ける卸賣會社は其の營利性を根本的に是正すれば別ですが、それをしないかぎり、戰時下的食糧配給機構としては資格なきものと言ふべきであります。況んや統制に便乗して鹽乾魚配給の獨占權を夢見、我々場外に於ける正しき卸賣業者を排撃するに於ては、自己の非を知らざる非常識の言動であり、寧ろ新らしい時代の統制理念に反する舊體制的醜態と言はなければなりません。

中央卸賣市場に於ける卸賣會社が以上述べました如く其の性格の中に、搾取的營利性を内包していることは、戰時下の統制理念に甚だしく背反するのみならず、今日要望せられてゐる食糧配給機關としても見遁すべからざる弱點をなしてゐるのであります。さらに中央卸賣市場に於ける卸賣會社の弱點として指摘して置かなければならないのは、其の設備の點であります。御承知の如く中央卸賣市場は頗る規模の大きい建物を用意し、その一ヶ所に生鮮食料品を集め、これを更に多數の小賣商を経て消費者に分配する方法が採られてゐるのであります。配給統制といふことを履き違へて、物を一ヶ所

に集結することだと考へてゐるものがあるかも知れませんが、しかし配給統制の終局の目的は物を公平に合理的に分配することにあるのであります。必ずしも物それ自體を一ヶ所に運んで山積する必要はないのであります。鹽干魚介類の如き食料品に就て考へてみると、鹽干魚それ自體が消費者に適正な價格を以て公平に分配せらるれば配給統制の目的は達せられたことになるのであります。従つて必要なことは適正な價格を以て公平に分配するに最も適した機構を整備する點にあるのであります。物を一つの施設に集結することではないであります。

殊に戰時下に於きましては労力やガソリン等の不足から輸送力はどうしても減退するのであります。が、こんな時代に結局は分配しなければならぬ食料品の如きものを、態々一ヶ所の建物の下に集結する必要はないのであります。現在東京市に於ける配給狀況を觀ますと、築地の東京魚市場株式會社に集つて來た魚類を東京魚商業組合の警察單位支部別に一括分荷し、各支部別の荷捌所に運ばれた魚類を個々の小賣商に分け、これを各自の小賣店舗に運搬してゐるのでありますが、能率を尊ばなければならぬ戰時下に於て、都下七千（料理屋業者等を合計すると一萬人を突破する）の小賣商が毎朝全部揃つて築地の魚市場に出かけなければならぬといふことは、考へ方によつては飛んでもない無駄だと思ひます。個々の小賣商が一ヶ所に集らなければ公平なる分荷が出來ないやうな配給統制の仕組は労力節約からも、また輸送の能率化を圖ることから言つても合理的な方法とは言へないのであります。

配給機構が一元化され、それが統制的に運営されるものであるならば、都下の警察單位に分荷し、それを其のまゝ當該支部の所在地に運搬して、それを個々の小賣商別に分けた方がどのくらい便利で能率的で労力が省けるか、これは説明するまでもない問題だと思ひます。戦時下に於ける配給統制は、卸賣會社が各支部の所在地まで運搬して行つて魚類を引渡すところまで行かなければ、合理的なものだと言へないのであります。

殊に空襲時に於ける魚類の配給といふことを考へてみると、貴重な栄養供源を一ヶ所に集結することは大いに之を避けなければならないのであります。御承知の如く、中央卸賣市場は都市としては割合に廣大な土地を占め、巨大な建築を形成してをりますので、空爆の目標となる危険もあるのであります。また食料の供給路を破壊すると、國民の混亂を來たし戦闘力を低下することとなるので中央卸賣市場の如き食料供給機關は敵國の空爆目標となる危険が多いのであります、假に中央卸賣市場が空爆の犠牲となつた場合を想像して見ませう。今日の如く中央卸賣市場一ヶ所に魚類を集めの方法をとつて居りますと、其の被害も大きく配給網の復活も非常に困難となるのであります。従つて空襲時の場合を考慮に入れて理想的な戦時配給機構を求むるならば、配給機構そのものは之を一本建とし、分荷設備は市内適當の地點に分散せしむる方法を探るべきではあるまいか。分荷設備を分散せしめよと言つても、經費のかゝる建物や荷捌所を特に設けよと言ふのではありません。從來の小賣店や其の他の

の建物を利用すれば足りるのであります。或は從來の魚屋の小賣店舗は狭過ぎて警察單位支部別の荷捌所としこは利用出来ないと考へるものがあるかも知れないが、狭ければ分荷の単位を更に細分すればよろしいのであつて、頭の使ひ方一つで合理的な統制が立派に完遂出来ることを忘れてはならぬのであります。要するに中央卸賣市場は、機構そのものに商業主義的搾取性が嚴存してゐること、魚類を一ヶ所に集中する方法を探つてゐること、そのために労力及び輸送等にかなりの無駄があること、以上の諸點から考へて戦時下に於ける食料品配給機構といたしましては、甚だしくその合理性を缺いて居るのであります。彼等が如何に巧みに統制に便乗して魚類配給權の獨占を畫策しようとしても、この弱體性を是正して新しき機構を立て直さない限り、夫等の配給獨占の夢は實現性が少ないのであります。彼等があらゆる策動をもつて、假に魚類配給權を獨占したと假定いたしました、以上申述べました諸種の弱點から考へますと、戦時下の要望に即した適切な計畫配給の遂行は、恐らく困難ではないかと思はれるのであります。

彼等は如何なる場合におきましても我々鹽干魚卸賣業者に對して、あらゆる排撃の言辭を弄し、排撃のための手段として、場外の卸賣業者は價格政策の不備に便乗して出現したものゝ如く申して居るのであります、我々から云はせると、時局に便乗して自己利益の擴大を圖らんとするのは、寧ろ中央卸賣市場に於ける卸賣會社であると思ふのであります。場外における我々鹽干業者の歴史は、前に

も申上げました通り相當古いものであります。彼等中央市場業者の云ふ如く、昨日や今日、突如として實現したものではないのであります。唯だ注目しなければならないのは、昭和十五年八月鹽干魚介類に對する公定價格が實施せられまして以來、場外に於ける我々鹽干魚卸賣業者の取扱數量が、急激に増加したといふことであります。これに對して彼等は闇取引によつて取扱數量の增收を來したものゝやうに宣傳して居るのであります。これは全く事實無根の逆宣傳であります。公定價格の實施によつて、最も苦境に立つたのは中央卸賣市場における卸賣會社と、當時の仲買人であります。即ち中央卸賣市場に於ける機構と取引の制度とは、何れも利潤の追求を目的とした營利的性格をもつてゐるのであります。公定價格は戰時經濟の根本原理とも云ふべき、低物價政策を基調として設定せられたものであります。したがつて、中央卸賣市場の機構と公定價格との間には經濟理念上相容れないものがあつたのであります。その結果、公定價格制の實施直後、中央卸賣市場は取引の大混亂を呈し入荷數量の激減を見たのであります。しかしながら、場外における我々鹽干魚卸賣業者は、過去におきましても極めて低率なる手數料によつて卸賣業務を繼續して來たのであります。三重四重の搾取をなさなければならぬ中央卸賣市場の機構と比較して、極めて合理的な取引制度を有してゐたのであります。そのため公定價格の範圍内で、公正妥當なる營業を續けることが出來たのであります。中央卸賣市場に見るが如き混亂は些かも演じなかつたのであります。彼等は自分の醜態を隠蔽する手有することを立證するものと云ふべきであります。

段として、場外に於ける我々鹽干魚卸賣業者の悪口を並べたてゝゐるのであります。公定價格が實施された以後產地の出荷業者のうち、極めて少數ではありますが、中央卸賣市場に出荷して居たものまでが之を回避して場外の我々鹽干魚卸賣業者に對して益々多量の出荷をするやうになつたといふ事實は、果して何を物語るものでありませうか、これは申上げるまでもなく、場外に於ける我々鹽干魚卸賣業者の取引が公定價格の運營に最も適するものであり、同時に新しき配給機關としての合理性を有することを立證するものと云ふべきであります。

七 大審院の嚴然たる判例に見よ

都市に於ける魚類配給権の獨占を狙つて、中央卸賣市場の卸賣會社が、あらゆる政治策動をなすと同時に、場外に於ける我々鹽干魚類卸賣業者を類似業者若くは脱法者と誹謗し、排撃してゐることは既に再三申述べた通りであります。我々は類似業者でもなければ、法律の網を潜る不正商人でもないのです。我々が若しも、假に彼等の云ふが如く、不正業者であるといたしますならば、白晝帝都の眞ん中で堂々と商賣の出來よう筈はありません。我々は長きは數十年に亘つて卸賣業務を繼續し、一軒の店舗をもつて公然と合法的に商賣を續けて參つたのであります。然るに彼等が我々をして類似業者若くは脱法者の如く宣傳して居りますのは、中央卸賣市場法に對する認識の缺如に基くものと云ふべきであります。

過去に於ても、中央卸賣市場に於ける卸賣會社は、我々場外卸賣業者の法律的獨立性を認識せずして、常に迫害の手を加へ、排撃の策動を巡らして來たのであります。前に申上げました通り、場外に於ける我々卸賣業者の立場は、彼等の宣傳や、策動によつて自滅するやうな薄弱なものではなかつ

たのであります。場外に於ける我々卸賣業者の業務が、合法的なものであり、帝國臣民として許された立派な營業であることは申すまでもありませんが、これを立證する有力な資料として、二つの判決があるのであります。その一つは神戸區裁判所に於ける判決であり、他の一つは大審院に於ける判決であります。この大審院に於ける判決は、判例として判例集第十九卷第十八號に立派に記録されてゐるのであります。

参考のために以上二つの判決文の概要を申上げて見たいと思ひます。先づ第一は神戸區裁判所に於ける判決であります。これは神戸市中央卸賣市場の附近に於て、宮田幸雄、武中惣吉以下數名の青果卸賣業者が各々店舗を設け、青果物の卸賣營業をなしたのに對し、兵庫縣知事より閉鎖命令を受けながら營業を續け、の命令に違反したといふので摘發されたのであります。裁判の結果全員無罪となり、場外業者に凱歌が上つたのであります。即ちその判決の要旨は次の通りであります。

被告人等が卸賣場を開設せりや否やの點を按するに被告人等が前記日時より前記場所に店舗を設け、青果物の卸賣を競賣の方法に依らずして營み來りたることは、被告人等の法廷に於て其旨各供述に依り明かなり、然れども右被告人等の店舗に於ける販賣者は其の店舗を營み居る被告人一名にして他に卸賣業者又は供給者の有らざること被告人等の當公庭に於ける其の旨の各供述に依り明白なるを以て被告人等の其の店舗に於ける卸賣業は兵庫縣市場取締規則第一條第一項の卸賣市場を開設したるものと謂ふを得ざるのみならず被告人等の店舗に於ける取引状況は

其の取引額は少額にして其の取引人數も少く、其の業態は同條第二項に依り之を卸賣市場の開設なりと認める程度に非ざること検證の結果明かなるを以て被告人等の右店舗に於ける卸賣營業は罪とならざるものとす。

次に被告人、、、、、、が知事の市場閉鎖命令に違反せるや否やの點を按するに、兵庫縣知事が昭和十二年四月十二日右被告人等に對し右被告人等の前記店舗に於ける卸賣業が卸賣市場開設なりとして其の閉鎖命令をなしたることは右被告人等の當公廷に於ける其の旨の供述に依り明かなり、然れども被告人等の其の店舗に於ける卸賣業が兵庫縣令市場取締規則に依る卸賣市場に該當せざること前記認定の如くなるのみならず、右被告人等は其の店舗に於ける卸賣業は卸賣市場の開設とならざるを以て其の營業繼續は右閉鎖命令に違反するものに非すと信じ右閉鎖命令に右閉鎖命令に違反するの意志なく右店舗に於て從前の卸賣業を營み來りたるものなること右被告人等の當公廷に於ける其の旨の供述に依り明かなりを以て右被告人が右閉鎖命令以後引續き從前の卸賣業を繼續し居たる事實は罪とならざるものと解するを相當とす。

次は大審院に於ける判決であります、これは前に申上げました通り判例として採擇せられて居るのであります、斯くの如き判例が存する以上、中央卸賣市場の卸賣會社は我々場外の卸賣業者を類似業者呼ばはりするの愚を棄てるべきであります。即ちこの判例によつて場外の我々卸賣業者の謂ふ所の類似業者に非ずして、獨自の營業を構成するものであることが、法律的に確認せられた譯であります。この判例は相當長文に亘るのでありますが、参考となる點を拾つて見ることに致します。今

日中央卸賣市場に於ける卸賣業者は、場外に於ける我々卸賣業者に對して凡ゆる迫害、排撃を加へんとする態度に出てゐるのであります、これについて大審院の判決は「元來中央卸賣市場法立法の主旨は重要都市に於ける日用必需品の配給機構の整備改善を圖るにありて、市場を構成せざる個人問屋業者と競争の地位に立ちてこれを驅逐せんとするものに非ざることは本法の審議に際し主務大臣及び政府委員が議會に於て反覆聲明したる所にして（大正十二年二月十九日、衆議院委員會、同月二十日委員會速記録參照）この立法主旨に鑑みても、個人問屋業者の營業行為が中央市場仲買人の營業に對し不利益を齎らすとの理由をもつて、後者が團結して、剩さへその特權を利用して個人業者の營業、倒壊を圖るが如きは、これは正當行爲として證認すべからざるものと信す」とあるのであります。更に同判例におきましては、「他人の適法なる行爲が自己にとりて不利なるの故を以て、該他人を自己の活動の圈外に逐放するが如きはこれ社會生活の破壊にして斷じて許さるべきことにあらず」と明示してゐるのであります、これによつても現在中央卸賣市場に於ける卸賣會社は配給統制に名と狙つてゐるのであります、これは統制經濟を履違へたか、若くは統制經濟を適用して自己のみの利益を策せんとする野望と云ふべきであります。今日の如く國家の總力を擧げて聖戰の目的を完

遂せねばならぬとき、他人の獨立營業を破壊する如き行爲は絶対に慎しまなければならぬものと考へるのであります。この點につきまして前記大審院の判例は態々ナチス統制經濟に例をとつて、懇切丁寧に訓戒的判決を與へてゐるのあります。即ち「凡そ事實上法律上獨占的地位を有するものがこの地位の利用に依りて他人をして自己の意に屈服せしめ、然らずんば營業的存在を失はしむるは、これ獨占的地位の濫用なりと云はざるべからず、このことたる獨逸帝國裁判所が早くよりこれを認めナチス政府の模範的統制經濟の時代に入りて、なほ益々その理論の強固を加へつゝある所なり」と述べに續いて「一國の經濟組織の產物たる獨占權は他人を犠牲として一個人又は個人の集團の利益を圖るために存するものに非すして國民全體のために行併に行施せらるべきものなり」と強調して居るのあります、この言葉こそ、中央卸賣市場の卸賣會社が熟讀玩味して自省すべき價値あるものと信するものであります。

八 決戰議會の政治的輿論に聽け

去る十一月十五日から五日間に亘つて開會せられました臨時議會は、決戰體制下に於ける幾多の重要國策を可決したのであります、それだけにこの臨時議會におきましては、會期僅か五日間といふ短期間ではありましたが、注目すべき幾多の白熱的論戰が展開されたのであります。その中でも、特に生鮮食料品の配給統制に關する問題は凡ゆる委員會に於て論議せられたのであります。これは生鮮食料品が國民の必需食料であり、その配給統制の如何が直接國民生活の全面に重大なる影響を及ぼす所から、必然的に關心が向けられたものと思ふからであります。鮮魚及び青果物に對して配給統制が實施されまして以來、その出荷及び配給分野に於きましては、重大な變革が起つて居るのであります。我々は勿論生鮮食料品の配給統制に對しては何等の異議を差しはさむものではありません。寧ろ國家當面の大國難を突破して、東亞共榮圈建設の大理想を實現するためには生鮮食料品の如き國民生活にとつて重要な物資は國策的機關によつて、これが統制を圖り、配給の合理化を期すべきものと信するのであります。併しながら、統制によつて、一部の配給業者の獨占的野望を満たすが如き結果は絶対に避くべきものと考へるのであります。往々にして魚類の配給統制を通じて、個人若くは營利的法人

がこれを獨占せんとする策動が隨所に行はれて居りますことは、總力戦下の今日誠に遺憾に堪へない次第であります。一つの物資の配給統制をして能率的に遂行するためには、その物資の配給に關聯する當業者の特殊的技術と技能とを綜合して統制の目的に副ふて新たなる機構を編成すべきが最も妥當ではないかと考へるのであります。然るにこの協力的精神を缺き、個人若くは營利的法人が自己の利益のみを目標として配給の獨占權を握らんとする舊體制的觀念論者が跳梁して居りますために、生産地の出荷部面に於きましても、大消費都市の配給部面に於きましても、幾多の相剋と摩擦とが演出されてゐるのであります。

斯様な事實が續出してゐることは、生鮮食料品の配給統制上に於ても、又戰時經濟を圓滑に運営してゆく上に於ても、一考を要する問題であると思ふのであります。そこでこの度の決戰議會に於きましては、これに關聯した問題を取りあげ、凡ゆる委員會に相當白熱的な論議が展開されたのであります。その中で最も注目に値するものは、場外に於ける卸賣業者の擁護論がかなり多かつたといふ事實であります。これは場外卸賣業者に對する中央卸賣市場の壓迫が餘り苛酷なために、各都市に於て何れも問題化せんとする情勢にあるのであります。この事實に對して多くの代議士が耳をかたむけ、實際的に調査研究を遂げた結果が議會に於ける論戰となつて現はれたものと思ひます。謂はゞ決戰議會に現はれた場外卸賣業者擁護論は國民的要望の反映であると云ふことが出來ませう。以

下決戰議會に於て展開せられました場外卸賣業者擁護論の代表的なものを摘錄することに致します。

河合義一 従來市場外に於て卸賣を營んで居つたものを市場類似業者として看做すが如き政府の態度であるけれども、場外卸賣業者は法律上適正なるものと認められて、今日に及んで居るのである。政府は今日場外卸賣業者に對して如何なる考へを持つて居られるのであるか、之をお聽きいたしたいのである。是は昭和十三年の何月であつたか、神戸市に於て兵庫縣が場外業者に閉鎖命令を下して、強制執行までして店を釘付けにしてしまつた時に、業者が科せられた十圓の罰金に對して不服の訴訟をして、其の結果場外業者は市場類似業者にあらずと云ふ判決を貰つて居るのである。それにも拘らず昨年私が資料を要求した時にも中央市場内の取扱高と類似業者の取扱は分らないと云ふやうとことを農林省が發表された。場外の卸賣業者を絶滅すると云ふ考へであれば出來たものではない。それは當時の委員會に於ける速記録を見れば能く分る、又昨年是は大審院の判決があつたのに書いてある。又昨年の十二月七日の閣議で決定になつた經濟新體制要綱の中にも各個の企業をしであるが、此のことはハツキリ書いてある。ナチスの統制に於てもさう云ふ特權を與へたものに場外の業者を抑へると云ふやうなことをさせてはいけないと云ふ考へではあるが、元來中央市場が出來たその時の事情から考へを維持育成すると云ふやうなこともあるのであるが、元來中央市場が出來たその時の事情から考へ

ても、外の卸賣業者と云ふものは法律上認められて居つて、それから引續いて相當各都市に於けるお臺所に役立つて來てゐるのである。斯う云ふ意味から考へても、今日場外の業者を營業が出來ないやうな状態に置くことは私は怪しからぬと思ふ。殊に斯う云ふ青物が缺乏して困つてゐる時代には總べての機構を動かしたならば宜い、かういふやうに消費者が困つてゐる時には總べてこの機關を働かして間に合はしたならば宜いのである。私は今日政府は此の場外の卸賣業者に對してどう云ふお考へをもつて居られるのであるか伺ひたい。

引續いてお尋ねするが、實績を無視して統制すべきではない。例へていふならば、市場内單一會社の獨占を企圖するのは、其の結果は生産者の出荷が減少する。それは神戸の場合に申したが、それがその證據である、配給の不圓滑を來すことは決つて居るのである。政府は市場内單一會社の獨占統制を强行する考へで居られるか。

引續いてもう一點お尋ねするが、市場の卸賣業者の處置に付ては、業者の多年の経験、技能、實績に顧みて、此の業者を他に轉業せしめるとか、又は失業せしめると云ふことは當を得ざるものと私は思ふのである。これを一つの組合とか、或は卸賣商業組合に統合して、其の配給機構の一翼たらしむることが最も機宜を得たる處置と私は思ふのである。（十一月十八日昭和九年法律第二十九號中改正法律案（外一件）委員會）

世耕弘一　六大都市に於ては中央市場と場外市場との二本となつて發達して來た。然るにその取引額を見ると、大體半々又は同額の取引高になつて居るが、唯だ茲に特異に考へられるのは中央市場の口錢が六分に、小賣商人が二分、八分支拂つて居る譯である。所が場外市場の方は幾らかと申すと三分乃至五分で取引をして居るやうである。此の點は消費者が益すると云ふ建前から見て、中央市場の口錢は妥當にあらずと云ふ結論が出るのである。——なほこの中央市場の集荷に對しては日數が非常に掛るため、青物の生鮮味がなくなるそれから出荷者の立場から言ふと、仕切が非常に遅れる。普通一ヶ月位の仕切が六ヶ月を要する場合が往々あるのである。斯う云ふ弊害が、政府保護の下に立つて居る中央市場が發達せずして、寧ろ場外にある市場業者が生産者、消費者から非常に重く見られると云ふ現状である。此の事實を無視する譯には行かないと思ふのであります。此の場外市場と中央市場との對立關係をどう農林省が捌くかと、我々は見て居つた所、寧ろ中央市場の缺陷を改善せずして、案外自然的に發達した場外市場を潰す計畫のやうな感じが正に受取れるのである。此の點若し事實でありとすれば、今日の現狀から見て是非是正して戴きたい。或る一部の議論に依ると、場外市場を潰すのは闇をするから潰すのだ。斯う云ふ議論がある。其の場外市場の者が皆闇をして居るのならば、それは潰してしまつても宜しいであらう。併しながら、然らば中央市場が果し

て正しい所の取引をして居るか、若し正しい所の取引をして居らない事實があつたら、是は中央市場を潰すだけの考へを持たなければならぬ、此の決意がなければならぬ。今日の場外市場を壓迫するに、闇だから潰すといふ單純な言葉は穩當を缺くものなりと私は考へるのである。(十一月二十日)

(衆議院請願委員會)

川俣清音 出荷團體の方から見れば、現在までは確に場外取引業者の方が、出荷團體に對して誠實であつたといふことは、十分御認めを願はなければならぬと思ふのである。——兎に角出荷團體から見ると、場外取引業者が非常に出荷團體に對して誠實であつたと云ふことは、見逃すことの出來ない事實であらうと思ふ。隨つて中央市場に居られた人が非常に不誠實であつたと云ふことになるので、出荷團體から見れば、若し中央市場と云ふものを認めて、場外市場を認めないとするならば、中央市場に居つた人を全部放逐して、場外市場に居つた人を入れて、誠實なる者を主體とするといふことが、私は出荷團體に對して誠實であらうと思ふのである。

それで出荷團體から見ると、今までの誠實なる者をもつて取引業者と認めて欲しいと思ふのである。隨つて場内であらうと場外であらうと不誠實な者は之を排除すると云ふ方針を執つて欲しい。特に中央市場と云ふやうなものは、一つの權力を持つて出荷團體に對して非常に不誠實であつたから、不誠實なものは出荷團體から見ると之を排除して欲しい。或は今までどう云ふ經緯があらうと

も、出荷團體から見て不誠實であつたものに付ては、之を排除して欲しいと云ふことを希望するのである。(十一月二十日衆議院請願委員會)

河合義一 神戸の市場内に於る青果會社の内容に付て申上げる。此の會社の公稱資本金は五百四萬四千百圓である。其のうち此の會社が出來た時、現物出資として老舗株を貰つたが、其の金額が四百三十六萬二千五百圓である。——それが無形の老舗料として、是だけの株を貰つてゐるのである。——それで最近五分位の配當をしてゐるが、此の四百三十六萬二千五百圓と、それに對する現金二十七萬七千圓拂込んで居る。此の金額に對して五分の配當をしてゐるが、實際拂込んだ金は二十七萬七千圓だから、五分配當としても八割五分強になつて居る。こんな箇棒な暴利はないと思ふ。所で場外の取引業者は安い手數料であるから、ドン／＼品が流れて行く、さうすると八割五分強の配當が出來にくくなるから、場外を抑へて呉れ、抑へて呉れと云ふ請願が出て來た譯なのである。此の邊を能く御考へを願ひたいと思ふのである。(十一月二十日衆議院請願委員會)

河上義一 私は此の上餘り時間を取ることを遠慮したいと思ふ。唯茲に文書に認めた質問書を私は持つて居るが、——之を先例もあるやうであるから速記に載せて戴いて、さうして回答を求めるたいと思ふ。

質問書

昨日翼賛議員同盟に於ける局長及び松田技師の中央卸賣市場外卸賣業者に關する説明中本員の了解し難き數點に付き左に質問致候間文書を以て御回答相成度候。

一、局長は場外卸賣は違法なるものの如く申され、只之を取締るに法の不備なりし爲め之を取締り得ざりしが如く申されたり、場外青果物卸賣業者は果して市民の消費生活に害毒を流すものなりや、本員は寧ろ場外業者は中央卸賣市場の缺陷を補ひて生産者、消費者に對してより多く其消費生活に寄與し來りしものと信す、當局の此の點に關する見解如何。

二、鶏卵組合統制に於ては場外業者を認めて荷受商業組合の構成に參加せしめ、青果物の配給に於ては之を認めざるは如何なる理由によるかとの間に對し統制規則に於ては其品目を青果物と魚介類に限り鶏卵は統制外に置かれありとのみの答なりしが鶏卵 如く品の拂底、闇取引の行はれ易き品は八月八日の統制令に先だちて合理的に統制されあり、即ち市場外の卸賣業者の現有勢力を認めめて荷受商業組合の構成に參加せしめあり、故に品の拂底に依る消費者の窮窟はあるも配給組織に對しては生産者消費者の兩部面に於て聊かの不平を聞かざるなり、此の事實が現在するに拘らす當局は只單に鶏卵は八月八日の統制外にありとのみ答へて他を言はず、以て青果物の配給組

織に於て場外卸賣業者を認めざる不公平なる處置を隱蔽せんとす、何故に當局は中央市場單一會社一本建を强行して場外業者の死滅を謀らんとするか、本員の知らんと欲する所は此點にあり、明答を求む。

三、青果物の配給統制は中央卸賣市場一本建なるやう説明されしが、其の法的根據を明示されたし四、京濱地方に於ける荷受組合に於ては市川、子安の全漁聯の場外業者を其の構成に參加せしめ居れり、當局は場外青果卸賣業者に對し同一の取扱を爲す意志なきか若しなしとせば其の理由如何。

五、鰻の配給に於ては場外業者を認め何故に青果物に於ては場外業者を認めざるかとの間に對し今次の統制は鹹水魚に限られ鰻は淡水魚なりとの鰻の如き答なりしが詭辯も甚しと云ふべし、鰻は鹹淡兩棲の魚類なりとのふざけた議論はさて措き、青果物に於ても鰻の如く公平に中央市場内外事實上完全に統制ある鰻を問題外に逐ひやらんとせし當局の老猶不親切なる言辭は政府者の國民に對し口にすべからざるものなり、若し大阪中央卸賣市場内の鰻の業者が青果會社の如く貪婪飽くなき徒ならば、其の勢力は當局を動かし青果と同様場内一本建に強引せしなる可し、本員の知らんと欲する所は鰻は淡水魚なりや鹹水魚なりやの閑問題に非ずして何故青果物の取扱ひに於て鰻の如く場外業者を荷受組合に參加せしめざるやにあり、此の點明答されだし。

六、今回の配給統制は青果魚介類の配給統制にして市場を一本建とする市場統制に非ず依つて青果物卸賣業者は中央卸賣市場の内外を問はず、之を統制す可きものにして今回の處置は統制の美名に匿れて其の實は中央卸賣市場獨占統制を行ひ、以て場内單一會社の利潤強化を庇護するものなり、當局は統制規則の趣旨を正解して場外業者を積極的に統制して食糧の配給組織の國民的協力態勢への再編成に參加せしむ可きものと確信す、當局の所信如何。

(十一月二十日衆議院請願委員會)

最後に我々といたまして最も注目に値する點は、去る十一月二十日の臨時議會に於ける請願委員會並に衆議院本會議におきますところの、世耕弘一代議士の紹介による千葉萬平氏外二名の提出による青果物配給機構改革に関する請願が何れも採擇に決定したことであります。即ち同日衆議院本會議に於ける同請願採擇の報告を見ますと次の通りであります。

右請願の趣旨は各都市に於ける中央卸賣市場は未だ時代に即應する機能を發揮するに至らざるが爲に、生産者消費者の蒙る不利不便尠からず、然るに青果配給組合は中央卸賣市場の缺陷を補足しつゝ自然的に發達せるものにして、青果配給上尠からざる貢献をなし來りたり、依て中央卸賣市場の機構を場外青果配給組合の如き組織に改變し以て青果物配給の萬全を期せられたしと謂ふにあり衆議院は其の趣旨を至當なりと認め之を採擇すべきものと議決せり、依て議院法第六十五條に依り

別冊及御送付候也。

以上が衆議院本會議に於ける右請願採擇の報告であります、西村金三郎請願委員長は引續き委員會に於ける報告を兼ね政府に對しましてこれが實現方を要望したのであります。西村請願委員長の報告を申し上げて見ることに致します。

西村金三郎 委員會に於いては紹介議員の出席説明を求めて之に對し政府の意見を徵して慎重審議の結果、全部採擇することに決定した。全部採擇した所以は、今回の請願に付ては能く國民が時局を認識されて居つたと云ふことが反映するのである、尙一言申上げて置くが、今回本議會に提出された所の請願は、何れも時局下に最も緊切なる件のみである、其の主たるものは物資の配給に關する所の問題であつて、如何にすれば職域奉公の誠を致し得るかと云ふことの民意の發露である、政府に於かれては本院に於て是が採擇された以上は、どうか此の民意を尊重して、是が實現に善處せられんことを望む。(十一月二十日衆議院本會議)

九 公正にして強力なる統制を望む

要するに鹽乾魚配給統制を繞つて、中央卸賣市場に於ける卸賣會社が演じつゝある市場外卸賣業者に對する排撃運動は、理論的に考へても、また實際的に見ても、何等首肯すべき根據はないのであります。即ち中央卸賣市場の卸賣會社が無理な理窟をならべたてゝ市場外の我々卸賣業者を極端に排撃して居りますのは、中央卸賣市場法に對する解釋が誤つてゐること、配給統制に對する正しき認識を缺くこと、以上の二點にあるのであります。然し彼等市場業者の魂膽を割つてみると、自己の劣弱な實績を秘せるだけ秘して、この機會に鹽乾魚の配給權を獨占しようといふところに、其の狙ひがあることは再三申述べた通りであります。

然し乍ら中央卸賣市場に於ける卸賣會社は、鹽乾魚の取扱實績が極めて劣弱であり、今日の統制理念からみると、其の機構及び取引上に幾多の弱點がありますことは、以上詳しく述べましたところによつて明瞭であります。我々が市場に於ける卸賣會社の實際狀態をいろいろと解剖いたしましたのは、彼等の立場を故意に傷つけようといふ考へからではありません。また我々としては今回の鹽乾魚配給統制から彼等市場業者を締出さうといふやうな排他的な意圖は些かも持つてゐないのであります

たゞ彼等は自己の利益や立場のみを考へ、事實を歪曲して自己の立場のみを誇大に宣傳し、市場外に於ける我々卸賣業者の實績を故意に過少に宣傳して露骨な排撃運動を展開して居るのであります。これでは世を毒し、當局の判断を誤らしめ、結果に於て鹽乾魚の配給統制を邪道に逸脱せしむるの危険が豫想されるのであります。

そこで、我々は鹽乾魚取引上の實際をこゝに明らかにして、世の識者の公平なる判断に懇へた次第であります。

鹽乾魚は前に申上げました如く、重要な國防的食糧であります。對米英戦の展開によつて、食糧対策が頓に重大化して參つた今日、鹽乾魚の如き國防的食糧の配給統制實施は一日も之を看過すべきでないと考へるのであります。今日の超非常時に於て食糧対策が如何に重大な問題であるかは、過般の決戰臨時議會に於て食糧に關する問題が白熱的な論議を生んだことによつても、これを窺ひ知ることが出来るのであります。

國防上重要な役割を有して居りますところの鹽乾魚の配給統制は現在の實情に即し、公正にして強力なる統制機構をつくることに重點が置かれなければなりません。この意味から致しますと、市場外に於ける卸賣業者の五分の一程度の取扱實績しか有してゐない中央卸賣市場を主體とした統制機構をつくつても、それは現下の要望に即したものとは言へないのであります。また劣弱な實績者を偏重し

それに多量の取扱ひを強いても、却つて配給の不圓滑を來たし、需給の混亂を招く危険が多いのであります。更に五分の一の實績のみを擁護し、その五倍に該當するほどの實績を有する強力なる卸賣業者を統制の圈外に放り出すとすれば、それによつて多數の正當なる業者から其の生業を奪ひ、生活上の不安を激化せしむることとなるのでありますが、若し斯くの如き事態ともなれば、それは國民の銃後生活の破壊を意味するものであり、由々しき社會問題を惹起するものと言はなければなりません。總力戰下に於ては、國民の生活を不安狀態に無理に追込むが如き事態は絶對に之を避くべきではないかと考へるのであります。過般の決戰臨時議會に於て東條首相は國民生活の不安を除去することに努力すると強調せられたのであります。また生鮮食料品の配給統制上に於て、市場外の卸賣業者を輕視するが如き傾向に對して、多數の代議士諸賢から機會ある毎に發言がありまして、政府の善處を要望してゐるのであります。

東條首相の國民に對する聲明、國民の聲を代表する多數の代議士の叫び、これを無視して、鹽乾魚の配給統制を進めることは出來ないのであります。勿論我々は政府の施策に絶對の信賴を捧げてゐるものでありますし、むしろ鹽乾魚に對する配給統制が一日も早く實現せんことを熱望するものであります。申すまでもなく、公正にして強力なる配給統制は、鹽乾魚の全卸賣業者を打つて一丸とする機構に之を求むべきであります。鹽乾魚に對する配給統制が遲延して居りますのは、繰返し申上げまし

た如く、中央卸賣市場に於ける卸賣會社が自己のみの利益、自己のみの立場を主張して無理押しをやつてゐるからであります。畏くも對米英宣戰布告の大詔を拜しまするに「國家の總力を擧げて聖戰の目的を完遂せよ」との有難き御聖旨を賜つたのであります。勿論我々國民はこの聖恩を安んじ奉るためニ、死を以て酬ゆるの覺悟を固めなければならないのであります。かやうな際に自己のみを考へ他を排撃して省みない態度は、大いに之を慎しむべきではないかと考へるのであります。

鹽乾魚の配給統制には諸種の困難があると申しますが、考へやうによつては何等の困難もないのですあります。あるとすれば、それは中央卸賣市場に於ける卸賣會社の獨占的策動のみではないかと思ふのであります。從つて市場業者としても自己の立場を宜しく反省し、總力戰下の國民的自覺を強めて以て、未曾有の事態に善處してほしいと我々は言ひ度いのであります。そして現下の國難を乗り切り聖戰の目的を貫徹するために、市場の内外を問はず、全卸賣業者一丸となつて鹽乾魚の強力な配給統制機構を實現すべきではないかと信する次第であります。

413

426

昭和十七年一月十日印 刷

昭和十七年一月十五日發 行

東京市日本橋區小舟町二丁目一番地

五大都市海產物卸商組合聯合會

代表者 米倉喜太郎

東京市京橋區木挽町一丁目九番地

中條秀三郎

印刷者

發行所

東京市日本橋區小舟町二丁目一番地

五大都市海產物卸商組合聯合會

終

